

高校生はじめ青年に対する

就職保障は緊急の社会的課題

静岡県高等学校教職員組合書記長 澤村 正紀
(2002年12月18日 定例研究会) 報告・加筆

1. はじめに

90年代初頭のバブル経済の破綻を機に日本経済の落ち込みが続いています。政府の経済・財政政策の失敗が一層国民の消費を冷え込ませ、企業倒産・失業・賃金の切り下げ、過労死や自殺の増加も深刻です。国民の多くが経済の先行きや将来の生活について大きな不安を抱えています。とりわけ国の将来を担う青年分野で働く意欲を持ちながら就職できない現実が指摘されており、早急に解決が求められています。

高校の教育現場の実態から、この問題を分析し、青年の雇用と働くルールとの関係、社会のあり方、行政機関の役割などの視点から考えて見ます。

2. 高校生の就職実態から見えてくるもの

日本高等学校教職員組合(日高教)・全国私立学校教職員組合連合(私教連)が共同で実施した「高校・障害児学校卒業生の就職実態調査」(2003年3月、27道府県222校の集約)から、いくつかの特徴をあげてみます。

3月に卒業した高校生の就職決定率は、85.6%(男子89.5%、女子80.8%)で、昨年より1%の微増でした。2002年12月末現在の就職内定率は66.3%(文科省調)から約20%増加したものの、引き続き厳しい実態が浮き彫りになりました。

第1に高校生の就職希望者の14.4%、約34,000人が就職できないまま社会に放り出されている問題です。文科省の調査にはない「就職希望を途中で取り下げた生徒」を調べてみた所7.0%に達しており、これを加えると未就職者は20%を超えます。また、県内東部のあるハローワーク(職安)管内の高校生就職希望者数の約半分に当たる生徒が「求人がないであろう」との思惑から「就職希望そのものを出さないで諦めている?現実がある」と指摘する高校の進路指導関係者もいます。これらの点を考えると就職率そのものも「数字のトリック」と批判する声もあり、現実の厳しさが推測できます。

第2に就職の困難さは弱者を直撃していることです。厳しい雇用情勢の下で、障害者の解雇が'01年度で4,017人にも達し、'80年度以降で最高になりました。ハローワーク(職安)で把握している障害を持つ人の求職者が143,777人('02年3月末)と増大しており、障害を持つ新規学卒者の就職斡旋は困難を極めています。

第3に依然として就職における男女間格差が続き、広がっています。男女の

就職決定率の差は8.7%あります。'99年4月、改正雇用機会均等法施行により、男女別求人が禁止されました。この結果、現実には、希望して受験した所、女子は「採用しない」と言われるなど、学校現場に新たな進路指導上の困難を生んでいます。格差は以前の5%前後から拡大し、8%前後となって「定着」している状況です。求人企業が法改正の趣旨を踏まえた求人をするよう求めると共に、政府が各企業を指導する責任を果たすべきといえます。

第4に地域別の就職率に大きな較差があることです。近畿ブロックは80.1%、北陸・中部ブロックが95.3%でその差は15.2%になります。北海道・東北の困難さは80.1%と続いており、今年度は近畿の落ち込みが目立ちました。更に県別に比較すると沖縄、北海道など産業構造のあり方とも関わって一層厳しさが際立っています。各自治体が「ワークシェアリング」など様々な努力をしていますが、ここでも国の抜本的手だてが必要です。

第5に高校の種別による格差が一層広がっていることです。普通校と専門校での就職率の差は普通校が約12%低くなっています。専門校では「専門的学習をしていること」や「資格」を持っている割合が高いことなどから、就職が有利になっていることがうかがえます。また、全日制と定時制間の就職決定率の差は大変大きいといえます。普通科の定時制では18%、専門校では26%も低くなっています。「定時制への求人がない」、「求人票が送付されてこない」など根本的な問題を抱えています。これは就職以前の問題ともいえます。

第6に内定取消、内定後の労働条件変更・求人取消などが急増しています。「応募書類発送後や採用試験直前に求人を取り消された」、「2月末になって基本給を見直すといわれた」、「正社員の応募資格として1年間の実務経験が必要だから、在学中からの実習を求める」、「求人票とは違う部門への配置を求められた」など、企業側が「買い手市場」を利用して就職ルールや法令を軽視・無視する動きが増えています。改めて公正な就職ルールの確立と教育活動の保障を計る企業、行政の対応が求められています。

3. 「就職慣行の見直し」で就職は保障されるのか

景気低迷・生産拠点の海外移転・IT化に伴う補助業務の減少・業務の高度化など社会経済状況の変化を背景とした求人が減少しています。それに起因して「希望職種と求人職種のミスマッチ」、「無業者・フリーターの増加」、「早期離職者の増加」があると財界や行政は主張しています。

これを受けて、厚労省が文科省と共同で設置した「高校生の職業生活移行に関する調査研究会」は、適切なキャリア教育の推進や従来の就職慣行の見直しを含めた支援対策を検討するよう報告しました。各都道府県においては、'03年度からの「就職慣行見直し」のための検討会議を立ち上げ、山形・石川・高知・沖縄など11県が'02年度から慣行を一部見直し施行しています。静岡では'03年度以降の卒業予定者から適用されます。

これまでの就職慣行とは、経済団体と文部省との間で締結した取り決めで、「1

人1社制」、「指定校制」、「校内選考」、「求人に係る推薦数の3倍枠制」といわれる内容です。長い間高校における就職指導のルールとして定着し機能してきました。しかし、求人数が激減する中で、次のような問題点を指摘する声があることも事実です。例えば

合否の結果が出るまで次の企業に応募できない、
一部の高校に指定校が偏り、求人の来ない学校が出てくる、
校内選考を行なうため生徒の希望した企業が必ずしも受け入れられない、
3倍枠があると企業から見て多数の応募者から人材を選べないなどです。

静岡県の場合、'03年度以降次のように申し合わせ、実施されることになりました。

(1) 10月31日までの扱い

従来通りとする。(求人は指定校および公開求人、 求人の推薦依頼数は概ね採用予定求人数の3倍まで、 応募は1人1社制)

(2) 11月1日以降の取り扱い

指定校求人と公開求人を併用し複数応募を可能とする。(この指定校求人を継続するか公開求人とするか求人者(会社)が選択する、 応募は1人3社まで可能とする)

(3) 11月1日以降の取り扱いの細部について(以下省略)

改定前とほぼ同様の内容で「就職慣行見直し」が全国的に実施される予定です。先行実施した11県の関係者からは、

現実に求人がない中では意味がない、
企業側がこの方式を採用したがない、
などの理由で効果が上がるどころか殆ど機能していない状況と報告されています。

4. 雇用条件(形態)の不安定化と労働条件の切り下げ

実態調査によると人材派遣、業務請負業などからの求人が更に増加。求人の絶対数が減少する中でやむを得ずこれらの企業へ就職していく例が多くの県から報告されています。

1985年「労働者派遣法」が施行以降も、高校の就職指導においては例外的な扱いとされてきたものですが、数年前から増加しています。加えて短期雇用、1年契約、パート時給制も目立って増加しています。「派遣会社に就職しないと働けない大手企業」、「高卒は1年契約でしか採用しない企業」の例もあります。また、フリーターとしてパート・アルバイトをする者や高校時代のアルバイトをそのまま続ける者も多く、不安定雇用の状態におかれる高卒労働者の割合が高まっています。不安定雇用の増加は、青年に限ったわけではありませんが、内閣府の「国民生活白書(2003年5月30日)」によれば、働く意思があっても、正社員としての職に就いていない若者・フリーターは、417万人に達したとされています。これらは財界や政府の「労働力流動化」、「規制緩和」政策によっても

たらされたものです。

不安定雇用の増加は、社会そのものの不安定化につながります。この状況が続けば、

若者を使い捨てるような「雇用の質」の低下が起きる、
社会的にも失業率増大や労働条件切り下げの要因となる、
年金、医療など社会保障システムが機能しなくなる、
後継者が育たず、企業や社会ひいては日本経済の活力が衰退する、
等々重大な社会的問題であることは明白です。

企業は、「即戦力」志向にとらわれず「人を育てる」という社会的使命を果たすべきであり、行政も次代を担う青年を支援する施策を本気で採るべき責任を負っています。

5 . 結びにかえて

今こそ高校・障害児学校卒業生の就職保障政策の確立を

青年の未来を保障することなくして日本の将来はないという視点から特段の雇用対策を進める必要があります。基本的にはリストラ・人減らしを止めさせ、残業規制・サービス残業の根絶などによって労働時間の短縮で雇用の創出を図ることが必要です。政府は国民の消費拡大による経済の民主的再生と政府自身による雇用拡大や働くルールの確立を含めた抜本的な雇用政策を進めるべきです。このことが日本経済を破綻から救う道でもあります。

同時に当面の措置として、

卒業生の採用増を大企業などに求めること、

福祉・教育などの公務・公共分野で正規採用を増やすこと
などが求められています。また、やむを得ず「就職浪人」になってしまっている高卒未就職者に対し、

イ. 職業訓練を無料で実施する、

ロ. 訓練中は手当を支給する、

ハ. 高卒未就職者を採用する企業への補助金制度などの緊急対策を講ずるべきです。

日高教・全国私教連は職場の意見・要求に応え、高校生・青年の就職難を打開するため、組合運動の重要な柱に位置付け、とりくみを進めています。

私たちも県評はじめ各労働組合・関係団体との協力・共同を重視しながら、就職問題解決に向けてとりくんでいます。